

外郭団体改善方針

平成 17 年 4 月

世 田 谷 区

外郭団体改善方針の構成

はじめに	1
1 これまでの外郭団体改善の経緯と検討の取組み	2
2 対象とする団体	3
3 方針の位置づけ	3
4 外郭団体改善の方向性（共通事項）	4
（1）区の取組みの方向性	4
（2）外郭団体の取組みの方向性	6
5 外郭団体改善の方向性（団体ごとの個別事項）	8
5 - 1 株式会社 世田谷サービス公社	8
5 - 2 株式会社 エフエム世田谷	9
5 - 3 株式会社 世田谷川場ふるさと公社	10
5 - 4 財団法人 せたがや文化財団	11
5 - 5 財団法人 世田谷区勤労者サービス公社	12
5 - 6 社団法人 世田谷区シルバー人材センター	13
5 - 7 財団法人 世田谷区保健センター	14
5 - 8 社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団	15
5 - 9 社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会	16
5 - 10 財団法人 世田谷区都市整備公社	17
5 - 11 財団法人 せたがやトラスト協会	19
5 - 12 多摩川緑地広場管理公社	20
5 - 13 世田谷区土地開発公社	21
5 - 14 財団法人 世田谷区スポーツ振興財団	22
6 外郭団体の改善計画策定と区の課題の整理	23
7 今後の取組み	26

はじめに

これまで、区は、新たな政策展開や重点課題の実現のために、その時々々の社会状況を踏まえ、昭和51年の財団法人世田谷区保健センターの設立をはじめとして、財団法人、株式会社、社会福祉法人など各種の外郭団体を設立してきた。

外郭団体は、行政サービスを補完・支援する役割を担うだけでなく、区民の健康保持、文化振興や市民活動の支援、公共施設の維持管理など様々な分野で専門性の確保や独自のノウハウの蓄積に努めながら、区民サービスの充実・拡大の役割を果たし、行政の肥大化を抑制する効果も果たしてきた。

一方、近年の規制改革の急速な動きのなかで、民間企業、NPOなど公共的なサービスの担い手が充実してきている。また、負担増なき行政サービスの拡充や、利用者の意向に添った多様なサービス提供などを標榜し、官（公）から民への流れが加速しており、外郭団体を取り巻く環境は大きく変化している。

区の財政事情は依然厳しい状況が続いており、区民のコスト意識も高まるなかで、区では、この間、行財政改善の取組みを進めており、平成9年4月から16年4月の間の748名の職員数削減をはじめ、平成16年度予算においては事務事業の見直しや内部努力により対前年比で約45億円の経費を削減し、新規・拡充事業に配分するなど、区民サービスの充実に努めてきた。外郭団体の行う事業についても、サービスの質の向上や一層の効率化を目指した競争性の導入が課題となっており、財政支出を始めとする、区の外郭団体への関与についても、効果の検証や透明性の向上が求められている。

区は、外郭団体の設置者として、また、外郭団体に多くの補助金や委託料を支出している立場から、外郭団体が今後担うべき役割を明確化し、自主財源の確保や経営の改善・効率化に向けて適切な指導を行っていく必要がある。

こうしたことから、外郭団体改善に向けた区としての方針を定め、取組みの方向性を明らかにするものである。

1 これまでの外郭団体改善の経緯と検討の取組み

(1) これまでの外郭団体改善の経緯

あり方検討等

- 平成 5年 8月 第三セクター活性化懇談会(座長:川島正英 元朝日新聞社編集委員)、世田谷区の第三セクター活性化について提言
- 6年 2月 第三セクター活性化方針を策定
- 12年 4月 行財政改善推進計画を策定

方針等に基づく具体的取組み

- 平成 7年 2月 外郭団体における任用制度を整備
- 8年12月 利用料金制度による施設運営を開始し、その後順次拡大
- 12年 4月 福祉系3団体の事業を再編し、世田谷ふれあい公社を解散
- 13年10月 外郭団体の情報公開制度を導入し、透明性を向上
- 12月 公益法人等への職員の派遣等に関する条例を制定し、区職員の外郭団体への派遣ルールを明確化
- 15年 4月 文化系2団体を統合し、せたがや文化財団を設立
外郭団体に対する支援制度を見直し、定額補助方式を実施
外郭団体職員の区への派遣研修開始

(2) 外郭団体改善の検討の取組み

区では、「行財政改善推進年次計画」(平成15～16年度)において、区の関与の見直しをはじめとして、外郭団体のあり方を検討することとしている。また、「平成16年度経営方針」において、「徹底的な行政改革」として、外郭団体の見直しを行うこととしている。

政策評価委員会の全事業点検を受けた、「政策評価委員会『中間報告』に対する当面の取組みについて」(行財政改善推進委員会)では、「運営の効率性や透明性、あるいはその存在意義自体が問われてきており、団体の設立趣旨やこれまでの実績、社会状況の変化を踏まえた、給与や任用のあり方を含む全般的な検討が必要である」とし、平成16年度中に団体の将来に向けたあり方や改善方針を定めることとしている。

そこで、平成16年3月、行財政改善推進委員会(委員長:助役)において、外郭団体あり方検討の目的や進め方等を確認し、これに基づき、外郭団体の課題と将来イメージ、団体の実施事業の評価等に関して、団体所管部への調査を実施した。

平成16年4月、行財政改善推進委員会のもとに「外郭団体あり方検討ワーキンググループ」を設置した。ワーキンググループにおいて、外郭団体に係る課題の整理やあり方の基本的検討を行うとともに、外郭団体所管部との意見交換、外郭団体との意見交換等を実施し、方針のとりまとめに向けた検討作業を行った。

(3) 政策評価委員会報告

政策評価委員会では、平成16年度前半の検討課題として外郭団体を取り上げ、8月に「外郭団体の経営と区の関与について」の提言がなされた。改善方針の策定にあたっては、この提言の趣旨を十分に踏まえることを基本とした。

2 対象とする団体

世田谷区外郭団体の指導調整事務要綱において、「区が資本金、基本金その他これに準ずるものの4分の1以上を出資している団体及び継続的な財政支出を行っている団体のうち、特に指導・調整をする必要のある団体」として定めている、次の14団体を対象とする。

世田谷区外郭団体の指導調整事務要綱対象団体

	(参 考)		
	財団法人 助成条例 対象団体	定額補助 制度対象 団体	公益法人 職員派遣 条例対象 団体
株式会社 世田谷サービス公社			
株式会社 エフエム世田谷			
株式会社 世田谷川場ふるさと公社			
財団法人 せたがや文化財団			
財団法人 世田谷区勤労者サービス公社			
社団法人 世田谷区シルバー人材センター			
財団法人 世田谷区保健センター			
社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団			
社会福祉法人 世田谷区社会福祉協議会			
財団法人 世田谷区都市整備公社			
財団法人 せたがやトラスト協会			
多摩川緑地広場管理公社			
世田谷区土地開発公社			
財団法人 世田谷区スポーツ振興財団			

3 方針の位置づけ

この「外郭団体改善方針」は、今後10年を見通し、外郭団体改善について区及び外郭団体に取り組むべき課題や方向性を示すものであり、区政運営の基本的方針である「世田谷区基本計画（平成17年度～平成26年度）」を踏まえた方針とする。

方針に基づく具体的な取組みについては、「世田谷区実施計画（平成17年度～平成19年度）」、「世田谷区行政経営改革計画（平成17年度～平成19年度）」との整合を図り推進する。

各外郭団体は、この「改善方針」に基づき改善計画を策定し、目標年次を定め、必要な改善に取り組む。

4 外郭団体改善の方向性（共通事項）

（1）区の実組みの方向性

団体のあり方に関する改善

（視点）

外郭団体を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、団体の存在意義、設立目的の達成状況や実績を検証し、今後の団体の役割について、区の施策との整合を図る。

（改善の方向性）

主要な事業の将来性や、管理運営面の効率性に課題がある場合について、今後の区の施策の方向性と整合を図り、団体・事業の統合・再編を進める。

今後とも、団体の必要性や団体を活用するメリットがある場合、より効率的・効果的な団体設立目的の達成をめざし、団体の経営改善を進める。

団体の経営状況や事業内容・事業規模に応じた執行体制の簡素・効率化を指導する。

団体への委託事業に関する見直し

（視点）

今後の区民ニーズや社会情勢を見据え、団体の設立目的への適合状況や、民間事業者等との事業競争状況を踏まえ、委託事業について、アウトソーシングのあり方の適切性の面から検討する。

（改善の方向性）

団体への委託事業について、事業の必要性や行政との役割分担の観点から、見直しを行う。

委託事業について、効果や効率性の面から、団体を実施する必要性が薄い事業は、民間への移管等を行う。

公の施設の管理に係る指定管理者制度の導入にあたり、民間の活用と競争性の導入を基本とし、区からの委託により外郭団体が管理する公の施設のあり方を整理する。

区の支援・関与の見直し

ア 財政支出の見直し

(視点)

補助金や委託費等の支出方法を改善し、区の関与の透明性を向上させる。

(改善の方向性)

定額補助制度の検証、指定管理者制度導入に向けた利用料金制度の拡大や委託費の積算の見直し、団体の効率化に伴うコスト削減を進め、団体における区支出割合の縮減を図る。

区の補助金制度の見直しに合わせ、補助事業と委託事業の区分を明確にし、補助対象事業における補助割合を明らかにし、補助金支出の妥当性について検証する。

イ 人的支援の見直し

(視点)

区からの職員派遣等の必要性について検証するとともに、団体固有職員の計画的育成を支援する。

(改善の方向性)

区からの職員派遣について、団体の指導調整上の必要性や、民間経験を通じた区職員の人材育成などその意義を検証する。

区派遣職員について、実績主義と適材適所の視点から人材配置ルールを定め、計画的削減を進める。

ウ 指導・調整の見直し

(視点)

区は、団体経営の効率化や透明性の向上を図るため、経営評価制度の導入や、外郭団体における事業評価の導入について、そのあり方の検討を進める。

固有職員の人事・給与制度について、区による横並びの指導の見直しを行い、団体の自主的経営の環境を整える。

(改善の方向性)

団体ごとの中期目標の設定やそれを実現するための中期計画の策定等、団体経営を中期的に管理する仕組みを検討する。

外郭団体の経営状況や経営目標の達成度等に関する経営評価制度の導入に向けた検討を行う。

団体の自主事業について、必要性や有効性、効率性等の観点から、事業評価の実施を指導し、補助事業の整理を進める。

外郭団体指導調整事務要綱に基づく外郭団体の指定の範囲や、各団体への区の関与の程度を整理する。

人事・給与制度について、区の準則による指導を見直し、団体ごとの人事制度等の改善・運用に対する区の指導体制を整備する。

区と外郭団体全体の連絡協議会に加え、団体ごとの指導監督所管と団体の間での協議を定期的に行うなど、外郭団体との連絡調整を強化する。

区は、平成17年度以降、外郭団体の指導調整の強化のために、必要な組織体制の整備を図る。

(2) 外郭団体の取組みの方向性

執行体制の簡素・効率化

(視点)

団体の事業規模や内容に応じた適切な執行体制の構築を進める。

(改善の方向性)

役職員数について改善を図り、組織の効率化を進める。

区派遣職員の削減や事務事業の効率化を踏まえた、団体の人員計画を策定する。

人事・給与制度等の確立と人材育成

(視点)

目標管理手法や定期評定の実施など能力・業績主義の導入や、独自の昇任制度・給与制度の導入を検討し、団体の事業内容等に応じた経営改善を進める。

(改善の方向性)

年功によらない昇任制度や多様な雇用形態の導入等、団体の経営状況や事業内容等に見合った人事任用制度を検討、導入する。

団体の経営状況や事業内容に見合った給与制度のあり方の検討を進める。

管理監督者の養成等、職員の計画的な育成を推進する。

業績評価制度を導入する。

団体事業の見直し

(視点)

団体ごとに事業の目標・指標を設定し、Plan(計画) - Do(実行) - Check(評価) - Action(継続的改善)のマネジメント・サイクルにより、評価に重点を置いた改善を進める。

(改善の方向性)

団体の自主事業について、社会状況の変化や公益性の観点も踏まえ、事業評価を行い、見直しを図る。

団体経営の透明性の向上

(視点)

情報公開制度は、世田谷区情報公開条例に基づき、すでに各団体で設けられている。平成17年度からの個人情報保護法施行、区の個人情報保護条例改正施行を契機に、団体における個人情報保護制度の整備が課題となる。

団体の経営状況(予算・事業計画や決算)について、区議会への報告等に加え、より分かりやすい区民への情報提供に向けた改善を進める。団体の経営や事業に関する評価を実施し、その結果についても、区民に公表するなどの取組みを進める。

(改善の方向性)

団体の経営状況や経営改善への取組みに関して、より区民に分かりやすい情報提供を行う。

団体の個人情報保護制度について、区の改正個人情報保護条例と整合を図り、平成16年度末までに整備する。

5 外郭団体改善の方向性（団体ごとの個別事項）

団体ごとの事業実績や主要な事業の将来性、団体の抱える課題等を踏まえ、今後、区として期待する団体の役割や改善の方向性を示す。

5 - 1 株式会社世田谷サービス公社

（1）団体の概要

- ・平成57年4月、地域社会の発展と区民福祉の向上に寄与することを目的に、サービス業務を行う任意団体として設立され、昭和60年4月に株式会社化、平成8年2月からは民間資本を導入し、今日に至っている。
- ・これまで、株式会社としての利点を生かしながら、公共施設のきめ細かな管理運営やコンピュータ関連業務など、行政事務の補完・代替機能を担ってきた。

（2）主な事業

- ・ホール施設（区民会館）区民斎場（みどり会館）、公園内スポーツ施設、地区会館、区民集会所、区民農園等、公共施設の維持管理事業（区からの委託）
- ・駐車場事業（自主事業）
- ・飲食・物販事業（自主事業）
- ・保養所賄等事業（区からの委託）
- ・コンピュータ関連事業（区からの委託・自主事業）

（3）現況と課題

- ・施設管理については、指定管理者制度導入により、公社のあり方の再検討が必要となっている。
- ・コンピュータ関連事業については、区から他民間企業への直接契約への移行により、公社の業務規模が縮小している。

（4）団体の担う役割

- ・施設管理の全体コーディネイトや障害者雇用等のノウハウを活かせる分野において、障害者・高齢者等の就労の場の安定供給と雇用面の地域貢献の役割を果たす。
- ・コンピュータ関連について、セキュリティ対策など業務運営の安全性の確保、区との連携による効率的な運用管理の面で、役割を果たす。

（5）改善への提案

- ・区出資の株式会社としての役割を担う一方で、コストやサービスの面で、一層の経営効率化を図る。
- ・指定管理者制度導入による施設管理業務の整理や、事業規模の変化に応じた効率的な組織・人員体制を構築する。

5 - 2 株式会社エフエム世田谷

(1) 団体の概要

- ・平成9年2月、マスメディアでは報じきれない、地域に密着した情報の提供や災害発生時における避難場所や正確な情報の提供を目的に設立された。
- ・これまで、地域経済の活性化や地域保健福祉の向上、コミュニティ意識の高揚など、地域振興に寄与してきた。

(2) 主な事業

- ・番組制作・放送（自主事業）
- ・スポットCM制作・放送（自主事業）
- ・イベント関連事業（自主事業）
- ・区提供番組制作・放送（区からの委託）

(3) 現況と課題

- ・コミュニティFMとしてすそ野が広く、良質な番組提供への評価も得ている。
- ・民間スポンサーに多くを期待できない状況があり、単年度黒字化しているものの、設立当時からの累積赤字が解消されていない。

(4) 団体の担う役割

- ・地域に密着したコミュニティ放送としての役割を果たすとともに、災害発生時には、区民への的確な情報提供を行う。

(5) 改善への提案

- ・コミュニティ放送としての公益性を踏まえ、一定の行政からの支援は継続するが、民間スポンサーの一層の獲得努力やイベント企画等による収益増により、経営の安定強化を図る。

5 - 3 株式会社世田谷川場ふるさと公社

(1) 団体の概要

- ・昭和56年11月に世田谷区と群馬県川場村の間で「区民健康村相互協力に関する協定」が締結され、昭和61年5月には区民健康村の拠点施設であるふじやまビレジ、なかのビレジが開設された。
- ・公社は、区民健康村諸施設の維持管理・運営と、給食提供・食堂・土産品販売の経営など健康村事業と関連する諸事業を総括し、地域振興に寄与することを目的に、世田谷区と川場村の共同出資により設立された。
- ・昭和61年4月の設立以来、区民健康村施設の管理と交流事業を一体的に担ってきた。

(2) 主な事業

- ・ふじやまビレジ、なかのビレジ等、公共施設の維持管理事業（区からの委託）
- ・移動教室運営事業（区からの委託）
- ・バス運行事業（自主事業）
- ・売店経営事業（自主事業）
- ・食事提供事業（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・株式会社として、人件費の抑制等の取組みを進めているが、主要な事業である施設管理について、閑散期における平日の稼働率など収益性の向上が課題である。

(4) 団体の担う役割

- ・区民健康村相互協力協定に基づく川場村及び村民との交流事業を担う役割を果たす。

(5) 改善への提案

- ・川場村との基本的関係性を維持しながら、他企業との競争性も想定し、経営改善・合理化を図る。

5 - 4 財団法人せたがや文化財団

(1) 団体の概要

- ・地域文化の振興と心豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として、美術振興財団（昭和60年11月設立）・コミュニティ振興交流財団（平成8年11月設立）の2財団を統合し、平成15年4月に設立された。
- ・幅広い文化事業を展開するとともに、区民の多様な文化創造活動、市民活動・文化活動の支援を行っている。

(2) 主な事業

- ・文化生活情報センター（パブリックシアター、生活工房）、美術館、文学館等、公共施設の維持管理事業（区からの委託）
- ・区民の文化創造活動の支援・教育普及（自主事業）
- ・市民活動の支援・振興（自主事業）
- ・国際的文化交流・市民交流の推進（自主事業）
- ・展覧会・公演等の企画・実施・調査研究（自主事業）
- ・収蔵品展、常設展（区からの委託）
- ・区民ギャラリーの貸し出し（区からの委託）

(3) 現況と課題

- ・美術館やパブリックシアターをはじめとする幅広い文化事業を展開し、文化庁の芸術拠点事業の指定を受けるなど、その実績が評価されている。
- ・美術館については、地域の文化活動拠点となる分館の整備が終わり、今後は運営上の成果が問われる。
- ・文学館について、事業の性質上、他の文化施設に比べて採算性に欠ける部分があるが、公益性の面で運営努力が見られる。
- ・長引く不況と企業協力獲得の過当競争により、企業の支援やタイアップを期待できない状況になっている。
- ・財団統合の経営効果を最大限に発揮するとともに、文化振興を担う公益法人としての役割について、広く区民に理解されるよう努める必要がある。

(4) 団体の担う役割

- ・内外に誇る世田谷の文化振興の中心的な担い手として、公益性と採算性のバランスを取りながら、設立趣旨に則った役割を担う。

(5) 改善への提案

- ・教育普及活動など、地域や学校との連携を強め、区民や地域社会に対する貢献度を高める。
- ・財団統合の効果の発揮に向け、施設間の連携等による事業運営のあり方を見直すとともに、経営面においても総務部門の整理・効率化を行う。
- ・「友の会」をはじめとするサポーター・ボランティア制度を充実し、PR活動や事業の幅を広げる。
- ・区民の満足度・認知度・期待度など、文化事業を評価するにあたっての適切な指標を設け、評価を行うとともに、成果を対外的に説明していく。

5 - 5 財団法人世田谷区勤労者サービス公社

(1) 団体の概要

- ・平成4年4月、中小企業に働く勤労者のための生涯福祉を目指した総合的な事業を行い、「明るく、働きがいのある職場づくり」「豊かな生活」の実現を図り、あわせて中小企業の振興、地域社会の発展に寄与することを目的に設立された。
- ・区内産業の発展・振興を図るため、中小企業に働く勤労者及び事業主の勤労者福祉事業を行ってきた。

(2) 主な事業

- ・勤労者福祉に関する調査研究事業（自主事業）
- ・勤労者福祉に関する情報提供事業（自主事業）
- ・勤労者福祉に関する各種研究会・講習会事業（自主事業）
- ・勤労者福祉事業（給付事業・健康増進事業・余暇活動事業等）（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・景気の低迷など厳しい社会経済状況のなかで会員数の減少が続いており、会費等による自主財源の拡大等は難しい状況にある。
- ・スケールメリットを活かした他都市団体との共同事業の実施、会員ニーズの把握など経営努力を図ってきたが、厳しい経営環境や会員数の伸び悩みなど、事業の大幅な拡大が想定できない状況にある。
- ・区では、地域の活性化に向け、まちのにぎわいづくりや起業支援など新たなニーズへの対応が課題となっている。

(4) 団体の担う役割

- ・今後とも区内中小企業に勤務する勤労者と事業主及び区民に対し、勤労者福祉事業を行うとともに、団体が持つ特性を活かし、地域の活性化と区内産業の振興を担う役割の充実に努める。

(5) 改善への提案

- ・勤労者の福祉事業を継続して行う一方、区との役割分担により、中小企業の振興を総合的に進めるため、新たな団体のあり方を検討する。

5 - 6 社団法人世田谷区シルバー人材センター

(1) 団体の概要

- ・昭和55年12月、働く意欲をもつ健康な高齢者が経験・能力・希望を活かして相互に協力し、地域社会の活動と密接な連携をもちながら働く機会を得て、生活感の充実、福祉の増進を図るとともに地域社会の発展に寄与することを目的として設立された。
- ・高年齢者雇用安定法に基づき設置された社団法人として、高齢者の生きがい就業を担ってきている。

(2) 主な事業

- ・自転車等駐車場、レンタサイクルポート等、公共施設の維持管理事業（区からの委託）
- ・広報板ポスター掲示（区からの委託）
- ・区立公園の維持清掃（区からの委託）
- ・小・中学生向け学習教室（自主事業）
- ・陶芸教室（自主事業）
- ・パソコン教室（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・現在、会員数は増加傾向にある。平成19年頃から、いわゆる「団塊の世代」が60歳に達することから、今後ともいきがい就業のニーズは増大が予想される。
- ・高年齢者雇用安定法の改正により、シルバー人材センターによる労働者派遣事業実施が可能となり、社団法人としてどのように対応するのかが課題となっている。

(4) 団体の担う役割

- ・営利を目的とせず、民間企業と比べて割安に受託できるメリットを生かし、高齢者の多様なニーズに対応しながら、生きがい就業促進の役割を果たす。

(5) 改善への提案

- ・区の雇用施策の方向性と整合を図り、高齢者の雇用や就労支援、多様な社会参加への支援等に関して、シルバー人材センターの将来的な役割の拡大について検討を行う。

5 - 7 財団法人世田谷区保健センター

(1) 団体の概要

- ・住民の健康の保持増進に役立つ総合的な健康診査、健康相談、指導・教育等を行うとともに、疾病予防の強化、健康の増進、医療水準の向上、公衆衛生思想の高揚を図り、住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。
- ・昭和51年10月の設立以来、区民の保健医療サービス向上に寄与してきた。

(2) 主な事業

- ・保健センター・総合福祉センターの維持管理事業（区からの委託）
- ・がん検診（区からの委託）
- ・健康増進事業（区からの委託）
- ・機能訓練・デイサービス事業（区からの委託）
- ・保険診療による検査事業（自主事業）
- ・健康教育事業（自主事業）
- ・介護保険事業（自主事業）
- ・福祉用具・住宅改造展示相談室運営（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・検診・検査事業に係る医療の高度化、先進性へのニーズが高まるなど、保健医療の環境変化への対応が必要になっている。
- ・健康増進事業は、ウェルネス産業など民間事業者の参入が進む一方、区民の健康志向の高まりにより、利用者が増加している。
- ・総合福祉センターは、その機能の充実を求める声が多く、障害者（児）施策に係る支援のあり方が課題である。

(4) 団体の担う役割

- ・地域医療機関との連携の下、専門的・高度な検査の実施による支援を行うとともに、区民への医療情報の提供や在宅医療の支援など、新たなニーズへの対応を図る。
- ・健康増進事業について、ウェルネス産業が進展する中において、区の進める介護予防や健康づくり施策と整合を図り、区民の健康の保持増進の役割を担う。

(5) 改善への提案

- ・区民主体の健康づくりを進めるため、その基盤となる人材育成やITの活用など、運営方針を明確にするとともに、経営の効率化・自主運営の強化を進める。
- ・検診・検査事業について、保健センターと分室の一体化を含め、効率化を図る。
- ・健康増進事業や検診・検査事業で蓄積したノウハウや専門性を活用し、区の施策と整合した事業の見直しを図る。

5 - 8 世田谷区社会福祉事業団

(1) 団体の概要

- ・平成6年9月、福祉・保健サービスを必要とする区民が、身近な地域で必要に応じて適切な福祉・保健サービスが受けられ、住み慣れた地域で安心して生活できるよう世田谷区と一体となって、社会福祉事業の推進を図り、区民福祉の向上に寄与することを目的に設立され、平成11年4月、世田谷ふれあい公社及び世田谷区社会福祉協議会から一部事業を移管した。
- ・区立特別養護老人ホーム等、施設の運営母体であるとともに、介護保険や地域福祉を進める事業を展開し、区内事業者の取りまとめ、福祉人材育成や介護事業者連絡会を担うなど、区を補完しつつ民間サービスを支援する役割を併せ持ってきた。

(2) 主な事業

- ・区立特別養護老人ホーム、高齢者センター新樹苑、母子生活支援施設(パルメゾン上北沢)等、公共施設の維持管理事業(区からの委託)
- ・在宅介護支援センターの運営(区からの委託)
- ・居宅介護等事業(自主事業)
- ・老人デイサービスセンター(自主事業)
- ・介護保険サービス(自主事業)
- ・訪問看護事業(自主事業)

(3) 現況と課題

- ・介護保険サービスへの民間事業者の参入が進み、利用者による事業者の選択が始まっている。
- ・公設施設の運営について、経営の効率化や地域の実情に応じた対応が図れるよう、運営母体の規制緩和が進んだ。

(4) 団体の担う役割

介護保険制度の見直しや支援費制度との統合など過渡期において、以下の役割がある。

- ・民間サービスだけでは対応が困難な役割を担う。
- ・民間サービス水準の引き上げを図る。
- ・区内事業者の取りまとめや支援など、コーディネート機能を果たす。

(5) 改善への提案

- ・民間が担うことが困難な役割を担うなど、地域社会への貢献を一層明確にした事業を展開する。
- ・介護報酬による収支バランスを視野に入れ、人件費などの運営コストの効率化を図る。

5 - 9 社会福祉法人世田谷区社会福祉協議会

(1) 団体の概要

- ・昭和27年、区内3地区社会福祉協議会が結成された。当時は母子家庭や収入の少ない家庭など弱者の救済が目的であったが、その後、時代のニーズに合わせた国の福祉制度整備にあわせて、対象が障害者や高齢者、青少年などにも拡大した。
- ・昭和39～44年における各社協の法人化を経て、昭和61年に3社協を統一して世田谷区社協が設立された。その後、社会福祉事業団との事業再編を行い、世田谷ふれあい公社を平成12年に統合し、今日に至っている。
- ・社会福祉法に基づく団体として、社会福祉事業の効率的運営と組織的活動を展開し、住民主体の地域に密着した地域福祉の増進に寄与してきた。

(2) 主な事業

- ・「ふれあい・いきいきサロン」「支えあいミニデイ」「子育てサロン」など住民主体の支えあい活動の推進（自主事業）
- ・ふれあいサービス、ふれあい子育て支援事業（自主事業）
- ・歳末たすけあい運動（自主事業）
- ・地域福祉権利擁護事業（都社協からの委託）
- ・ふじみ荘、厚生会館、老人会館の維持管理事業（区からの委託）
- ・高齢者・障害者配食サービス（区からの委託）
- ・老人大学の運営（区からの委託）
- ・福祉喫茶事業（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・地域の支えあい活動、ふれあいサービス事業、区からの委託による施設管理など、多岐多様な事業を実施している。
- ・住民主体の地域福祉活動の推進という社協本来の活動の視点から、施設管理などの区からの委託事業を見直し、コーディネイト機能に重心を移行する必要がある。

(4) 団体の担う役割

- ・地域の支えあい活動の促進やネットワークづくり、成年後見制度の活用や権利擁護のしくみづくりなど、地域福祉の中核的な役割を果たす。

(5) 改善への提案

- ・社会状況の変化や団体設立の趣旨を踏まえ、必要性や効果の視点から事業評価を実施し、実施事業の整理を行う必要がある。
- ・現在、「社会福祉協議会改革プラン」として進めている組織・事務事業改革を契機に、事務局体制の見直しなど、組織体制の効率化を図る必要がある。

5 - 1 0 財団法人世田谷区都市整備公社

(1) 団体の概要

- ・昭和55年4月、区の基本計画に基づき、区の都市整備に関連する事業を推進することにより、都市機能の維持増進と生活環境の整備、改善に努め、区の健全な発展と住民の福祉の向上に寄与することを目的に設立された。
- ・平成4年4月、住民の自主的なまちづくり活動を住民、企業、行政の三者の中間的な立場から柔軟かつ継続的、専門的に支援することを目的として、まちづくりセンターを設置した。

(2) 主な事業

- ・区営住宅等の維持管理事業（区からの委託）
- ・公共施設保全事業（区からの委託）
- ・まちづくりセンター事業（区からの委託・自主事業）
- ・駐車場事業（自主事業）
- ・都市整備関連住宅事業（STKハイツ、せたがやの家）（自主事業）
- ・建築物等の確認・検査事業、住宅性能評価事業（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・まちづくりセンター事業について、広範な市民活動との連携へと展開しており、NPO等の中間支援組織としての役割が重要になっている。
- ・まちづくりセンターが推進している高齢者などの居住継続支援や地域コミュニティ形成支援などの分野で、地域に役立つ住まいや場づくりに関する区民やNPO、事業者の活動が現れ始めている。
- ・市街地再開発事業については、公社設立当初の目的を達成し、意義が希薄化している。
- ・区営住宅管理は、規制緩和の進展等により、公社以外の民間事業者においても実施可能な業務が拡大している。
- ・自主事業である「せたがやの家」の管理運営については、新規借上を停止しているが、借上期間が最長で16年残存している。
- ・建築物等の確認・検査事業、住宅性能評価事業については、さらなるPRが必要である。
- ・公社としての中心事業が、設立当初の市街地再開発や土地区画整理事業から、住宅・駐車場管理、公共施設保全事業やまちづくりセンターによる区民主体のまちづくり活動支援やコーディネート事業等へと転換している。

(4) 団体の担う役割

- ・まちづくりセンターの先端的なまちづくり開発の機能や、住宅等の施設管理のノウハウなどを活かし、行政の補完としての役割を担う。
- ・まちづくりセンターを核に、みどり、まちづくり、住まいづくりなどに関する区民主体の地域活動等の支援、コーディネイト機能を担う。
- ・公社の中間的な立場と区民・事業者・行政とのネットワークを活用し、区と民間事業者の橋渡しの中核となり参加・協働型事業の具体化を推進する役割を担う。

(5) 改善への提案

- ・今後の住宅管理事業等の区との役割分担等を見通しながら、経営のより一層の効率化を図る。
- ・まちづくりセンターの機能を核に、みどり、まちづくり、住まいづくりに関する地域活動の支援とコーディネイト機能の強化を図るため、財団法人せたがやトラスト協会と統合する方向で検討を行う。

5 - 1 1 財団法人せたがやトラスト協会

(1) 団体の概要

- ・緑など自然環境の保全・創出のため、区民各層が多くの地域で主体的に参加できる体制づくりや、行政では対応しがたい分野について支援していく仕組みづくりとして、平成元年10月に設立され、区内に存する自然環境や歴史的・文化的環境の保全と、やすらぎとうるおいのある街づくりに寄与してきた。
- ・平成9年3月、都市緑地保全法に基づく「緑地管理機構」の指定を受けた。

(2) 主な事業

- ・市民緑地契約推進事業（自主事業）
- ・特別保護区、緑地、身近な広場、フラワーランド等の維持管理事業（区からの委託）
- ・国分寺崖線保全調査事業（自主事業）
- ・ボランティア活動支援（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・市民緑地等の保全や啓発事業、ボランティアの養成や活動支援などを協会の自主事業として行うとともに、区からの受託事業として緑地や広場の管理をボランティアの活用などにより行っている。
- ・緑地管理機構に指定されて以来、土地所有者等の理解・協力を得て市民緑地を開設し区民への開放を行ったことで、多くの区民が訪れるなどの成果をあげている。また、区を経由してトラストが管理している緑地もある。しかし、区や他団体との事業重複があり、この位置づけが明確になっていないことや、財政や税体系などの制約があり、十分に緑地管理機構としての機能を生かしきれていない。
- ・国分寺崖線を始めとする緑や自然的環境の保全に向けた区民や企業との協働、ネットワーク形成など、緑の保全・整備の推進体制の強化が課題となる中で、新たな事業展開が進展せず、また、人材活用の面において団体規模等による制約もある。今後、設立の趣旨に沿った取組み、区全体のトラスト運動のあり方を十分検証した上で、団体の今後のあり方について検討が必要である。

(4) 団体の担う役割

- ・自然保護条例の改正や崖線保全条例の制定など、区のみどり施策の強化が進められる中で、都市型のトラスト運動の先駆的な団体として、世田谷の自然的環境の保全に努めるなどの実践をしてきた、トラスト運動のノウハウやボランティアネットワークを活用し、区のみどり保全・創出に向けた推進体制の中心的役割を担う。

(5) 改善への提案

- ・トラスト運動のノウハウやボランティアネットワーク、約3,500に及ぶ賛助会員からの支援などこれまで培ってきたトラスト協会の財産などを活用し、世田谷のみどりの保全・創出を総合的に進めるため、財団法人世田谷区都市整備公社と統合する方向で検討を行う。

5 - 1 2 多摩川緑地広場管理公社

(1) 団体の概要

- ・世田谷区及び大田区がそれぞれ国から占用許可を得た多摩川河川敷について、両区民をはじめ、広く一般区民のスポーツ及び憩いの場に供するために、適正に管理し、もって住民の健康な心身の保持増進に寄与することを目的に、昭和53年12月、世田谷区・大田区の共同により設立された。

(2) 主な事業

- ・多摩川河川敷の緑地・広場の維持管理事業（世田谷区・大田区からの委託）

(3) 現況と課題

- ・大田区立多摩川田園調布緑地と世田谷区立多摩川玉堤広場の管理を、一体的に担ってきた。

(4) 団体の担う役割

- ・大田区と共同で設立した団体であるメリットを生かし、最小限の規模で効率的な施設管理を行っていく。

(5) 改善への提案

- ・効率的な管理や、利用者負担の見直し等収入増加に向けた取組みを両区が一体的に進める。

5 - 1 3 世田谷区土地開発公社

(1) 団体の概要

- ・昭和46年5月、財団法人世田谷区開発公社として設立し、昭和49年8月、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、公法人世田谷区土地開発公社に改組した。
- ・公共用地または公用地等の取得、管理及び処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と区民の福祉の増進に寄与してきた。

(2) 主な事業

- ・世田谷区からの取得依頼に基づく、事業用地の先行取得

(3) 現況と課題

- ・他の公益法人や民間企業と比べた税制面のメリットを生かし、公共用地の先行取得や管理・処分等を進めてきた。

(4) 団体の担う役割

- ・公共用地を機動的かつ効率的に取得する役割を担う。

(5) 改善への提案

- ・協調融資銀行団（シンジケート団）による入札方式の導入など、事業資金調達方式の改善を図る。

5 - 1 4 財団法人世田谷区スポーツ振興財団

(1) 団体の概要

- ・平成 1 1 年 2 月、世田谷区民のスポーツ及びレクリエーション活動を普及振興するとともに、区民がスポーツ及びレクリエーション活動を通じて、心身ともに健康で豊かな生活を送ることができる生涯スポーツ社会の形成に寄与することを目的に設立された。

(2) 主な事業

- ・総合運動場、二子玉川緑地運動場、千歳温水プール、地域体育館等、公共施設の維持管理事業（区からの委託）
- ・スポーツ及びレクリエーション振興事業（スポーツ教室・講習会、競技大会等）（自主事業）
- ・スポーツ及びレクリエーション普及啓発事業（自主事業）
- ・スポーツ及びレクリエーション団体育成事業（自主事業）

(3) 現況と課題

- ・スポーツ施設の管理やスポーツ・レクリエーション関連事業など、区民スポーツ・レクリエーション団体の自主的活動への支援と行政事務の補完・代替機能を中心に担い、その実績が評価されている。
- ・総合型地域スポーツクラブの設立支援、リーダーバンク制度の整備など、区民がそれぞれの地域で主体的にスポーツ活動を営むことのできる環境づくりを担っていく必要がある。

(4) 団体の担う役割

- ・今後の生涯スポーツ事業展開の重要性を踏まえ、地域住民主体の活動を育成・支援するとともに、スポーツ・レクリエーション関係団体と連携を図り、区民のスポーツ・レクリエーション活動の普及・振興の中心的役割を果たす。

(5) 改善への提案

- ・財団設立以降の財団経営の検証に基づいた効率的な組織・人員体制の再構築を図る。
- ・利用料金制の活用による自主経営の強化を図る。
- ・スポーツ振興を担う公益法人として、協賛会員の拡大に努めるなど、その役割について広く区民の理解が得られるように努力する。

6 外郭団体の改善計画策定と区の課題の整理

各外郭団体は、この「改善方針」に基づき改善計画を策定し、目標年次を定め、必要な改善に取り組むものとする。区は、団体の改善計画策定に向け、計画の検討フレームの提示や、人事制度の見直し、事業評価のあり方などについてガイドラインの策定等の支援を行う。

また、委託事業の今後のあり方等、区として検討すべき課題について、検討を行い、全庁的な視点から、団体に対して方向性を示す。

外郭団体に管理を委託している施設については、別途定める「指定管理者制度導入に係る指針」に基づき、施設の設置目的や団体の担う役割を踏まえ、指定管理者制度の導入のあり方を検討する。

団体ごとの課題に関し、区が検討すべき事項及び取組みの年度を以下に示す。

団体	区の課題	取組年度			
		16	17	18	19
世田谷サービス公社	指定管理者制度導入に向け、民間ノウハウ導入の効果が大きいとされる施設を中心に効果的・効率的な運営方法の検討を行い、業務の範囲や管理の基準を設定する。				
世田谷川場ふるさと公社	区として、公社の収益向上に結びつく利用率向上のための環境整備を検討する。				
	区民健康村施設の管理と交流事業を一体的に行ってきたことを踏まえ、指定管理者制度導入のあり方を検討する。				
せたがや文化財団	今後の世田谷区の文化政策の指針を定め、文化行政や市民活動支援のあり方を示し、区及び財団の役割を明確化する。				
	美術館、文学館、文化生活情報センターの管理について、団体の自主事業と指定管理者の業務として位置づける事業との間で運営上の支障が生じないように検討する。				
世田谷区勤労者サービス公社	区が行っている経営相談・融資あっせん事業や、地域の活性化に向けたまちのにぎわいづくりや起業支援など新たなニーズへの対応を含め、中小企業振興を区との役割分担により総合的に進めるための新たな団体のあり方を検討する。				

団体	区の課題	取組年度			
		16	17	18	19
世田谷区 シルバー 人材 センター	自転車等駐車場、レンタサイクルポートについて、民間事業者の活用と高齢者の生きがい就業の場という公益性の観点の両面から、指定管理者制度導入のあり方を検討する。				
世田谷区 保健 センター	区から委託している健康増進事業について、区が進める介護予防や健康づくり施策との整合性を図り、今後財団が担うべき役割について検討する。				
	総合福祉センターを財団に委託した評価を行うとともに、障害者（児）施策の中での位置づけや専門人材の活用について整理、検討する。				
	介護保険事業者としての評価を行う。				
世田谷区 社会福祉 事業団	高齢者センター新樹苑について、平成13年度に行った施設機能のあり方見直し(生活支援機能の充実)後の居住者の重度化や、施設の老朽化等を踏まえ、改めて目指すべき方向を見定め、施設の有効性向上に向けて検討する。				
世田谷区 社会福祉 協議会	区から委託している配食サービスの実施方法等について検討する。				
	指定管理者制度の導入に向けて、区から委託している各施設の位置づけを明確にし、民間の活用を含め施設管理のあり方を検討する。				
世田谷区 都市整備 公社	区営住宅について、入居者募集や家賃徴収も含め、指定管理者制度導入にあたっての課題を検討し、管理者選定方法を検討する。				
	みどり、まちづくり、住まいづくりに関する地域活動の支援とコーディネート機能の強化を図るため、団体の統合・再編も含め、新たな団体のあり方について検討を行う。				

団体	区の課題	取組年度			
		16	17	18	19
せたがや トラスト 協会	区が管理するトラスト基金への寄付金により保全できた緑地や樹木を具体的に目に見える形で明らかにするなど、トラスト運動への寄付の動機づけとなり、区民の理解が十分得られる仕組みづくりを検討する。				
	みどりの保全・創出に向けた地域活動支援の強化を図るため、団体の統合・再編も含め、新たな団体のあり方について検討を行う。				
多摩川 緑地広場 管理公社	多摩川玉堤広場について、大田区多摩川田園調布緑地と一体で管理していることを踏まえ、両区が一体的に管理する方向で、大田区と協議を進める。				
世田谷区 スポーツ 振興財団	スポーツ施設の管理について、民間ノウハウの導入効果を検証し、指定管理者制度導入のあり方を検討する。				

検討の課題のとりまとめ及び実施

：集中的とりまとめ

：複数年次にわたるとりまとめ

■：検討案の実施

7 今後の取組み

今後、各外郭団体は、この方針に基づき改善計画（平成17年度～19年度）を策定し、目標年次を定め改善に取り組む。

各外郭団体で策定した改善計画については、経営評価の視点を踏まえ「(仮称)世田谷区における外郭団体の改善計画」としてとりまとめ、進捗状況や成果を明らかにし、区民に公表する。

方針に基づく区の具体的取組み内容については、「世田谷区実施計画（平成17年度～平成19年度）」、「世田谷区行政経営改革計画（平成17年度～平成19年度）」の計画項目として位置付け、年次ごとに目標を定め着実に実施する。